

医 第 1 6 9 7 号  
平成 2 5 年 1 月 3 1 日

千葉市保健福祉局長  
船橋市保健所長  
柏市保健所長  
各保健所長

様

医療整備課長

歯科技工所の開設等届出の確認の徹底について（通知）

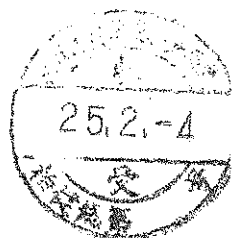
このことについて、平成25年1月24日付け医政歯発0124第1号により厚生労働省医政局歯科保健課長から別添写しのとおり通知がありましたのでお知らせします。

なお、下記関係団体あて別途通知していることを申し添えます。

記

社団法人千葉県歯科医師会

社団法人千葉県歯科技工士会

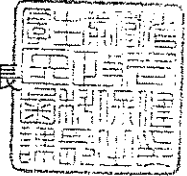




医政齒発 0124 第 1 号  
平成 25 年 1 月 24 日

各都道府県医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長



歯科技工所の開設等届出の確認の徹底について（通知）

今般、複数の無届出の歯科技工所で歯科技工が行われている疑いがある事案が判明した。

歯科技工所の開設を行う場合には、歯科技工士法第21条に基づき、開設後10日以内に、開設の場所、管理者の氏名等の事項を歯科技工所の所在地の都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあつては、市長又は区長）に届け出ることとされており、届出事項に変更が生じたときも同様に届出が必要とされている。

今後、無届出の歯科技工所での歯科技工を防止する観点から、貴職におかれても開設等届出の確認の徹底を行うよう、関係者に周知方を願います。

